

各 位

会 社 名 株式会社 セ リ ア 代表者名 代表取締役社長 河合 映治

(コード番号:2782)

問合せ先 取 締 役 経営企画室長 小林 正典

0584-89-8954 (直通)

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成28年5月10日付「監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、本日開催の第29期定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これに伴い、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を下記のとおり一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、改定箇所には下線を付しております。

記

内部統制システムの構築に関する基本方針

1.当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに関する委員会の設置、規程、行動規範及び内部通報制度の整備を行う。

- 2.当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役会の職務の執行に係る重要書類の保存期間等を定める規程の整備を行う。
- 3.当社及び当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制 リスク管理に関する委員会の設置及び規程の整備を行う。
- **4.当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制** 当社の取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるために、規程の整備を 行う。
- 5.当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び子会 社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社に関する管理規程の整備を行う。当社グループの財務報告に係る内部統制の文章化及び 評価の方針を定める。

6.<u>当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項</u> 必要に応じて内部監査室が監査等委員及び監査等委員会の補佐をする。 7.<u>前号の取締役及び使用人の当社の他の取締役(監査等委員会である取締役を除く。)からの独立性</u> 及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

<u>監査等委員会</u>補助スタッフの当該人事については、取締役からの独立性及び指示の実効性を確保 するため、監査等委員会と事前に協議する。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の当社の監査等委員会への報告に関する事項

当社の監査等委員会への報告体制を以下のとおりに整備する。

- ・当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款違反等について<u>監査等委員会</u>に報告する。使用人は、直属部長に報告し、必要に応じて内部通報制度等を利用し報告する。
- ・当社の<u>監査等委員会</u>が必要と認めた場合、当社の取締役、委員会、使用人、内部通報制度の 責任者、子会社の取締役及び子会社の使用人は業務内容等について当社の<u>監査等委員会</u>に報 告する。
- 9.前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度を積極的かつ安心して活用できるように通報者の保護を定める。

10.<u>当社の監査等委員</u>の職務の執行<u>(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)</u>について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

<u>監査等委員</u>がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該 <u>監査等委員</u>の職務の執行に必要がないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処 理する。

11.その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

<u>監査等委員会</u>は、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査室等との連携体制を図るため、適宜に情報及び意見交換を行う。

12.その他

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との一切の関係を持たず、不当な要求には毅然とした態度で臨み、公序良俗に反する行為をしないことを基本方針とし、行動規範及びコンプライアンスガイドラインの整備を行う。

以上